

## 人材開発支援助成金（人材育成支援コース、人材育成訓練）

### 申請 途中経過 報告

2024 年 11 月 9 日

安田武晴

#### 【1】申請の経緯

顧問先の建設会社（従業員 5 人。水道管敷設、修理工事が主な業務）から、今年 7 月、公益財団法人 日本水道協会の「令和 6 年度 配水管工技能講習会」を従業員に受講させるので、助成金を取れないか？ との相談あり。

手間のわりに報酬が安そうなので引きくけたくなかったが、懇意にしている顧問先なので断れず。

講習会の案内（[https://annai.jwwa.or.jp/haikan/Content/pdf/goannai\\_web.pdf](https://annai.jwwa.or.jp/haikan/Content/pdf/goannai_web.pdf)）の最終ページ（p 1～5）に、「助成金等の活用にあたっては、県労働局へお問い合わせください」とお知らせあり。日本水道協会に電話し、「どの助成金が活用できるのか？」と質問。明確には答えないが、「人材開発支援助成金（人材育成支援コース、人材育成訓練）」だとの感触を得る。

#### 【2】人材開発支援助成金（人材育成支援コース）の概要

従業員に、職務に関連した専門的知識・技能を習得させるための職業訓練等を、業務の一環で有給で受けさせると、訓練の経費や訓練期間中の賃金の一部を助成（p 6～9）。

詳細は、<https://www.mhlw.go.jp/content/11800000/001238062.pdf>

定義が複雑な専門用語が多く、難解な印象。

（例）「人材育成訓練」「認定実習併用職業訓練」「有期実習型訓練（基本型、キャリアアップ型）」等々

対象とならない OFF-JT が事細かに決められている（p 10～11）。

今回申請する訓練は、人材育成支援コースの中でも最もシンプルな「人材育成訓練」だったので、何とか訓練計画書を労働局に提出できた。

### 【3】申請の流れ

- ・事前準備として、「職業能力開発推進者の選任」「事業内職業能力開発計画の策定」
- ・「訓練計画の提出」と「支給申請書の提出」の2段階（p 1 2）
- ・訓練受講後に、計画書を出すのはダメ

### 【4】「職業能力開発推進者」の選任

p 1 3

### 【5】事業内職業能力開発計画の策定、周知

p 1 3～1 4

私が作成した計画（p 1 5～1 6）

計画は労働局への提出不要

<参考> 計画事例集 [https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_03287.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_03287.html)

（計 3 1 5 例。多種多様な業種、企業規模を掲載）

### 【6】今回のケースの助成額

- ・受講人数 1 回目（12 月 4～6 日）＝2 人  
2 回目（来年 1 月以降）＝2 人
- ・訓練経費助成 132,660 円＋訓練中の賃金助成 67,640 円＝200,300 円
- ・社労士の報酬は 20%（約 4 万円）。

### 【7】提出書類の注意点

▷ 訓練計画書提出時（p 1 7～2 0）

- ・受講時期が 2 回に分かれるので、2 セット作る。
- ・事前確認書（様式第 11 号）は、社長の「自筆」が無難。

▷ 支給申請時（p 2 1～2 3）

- ・支給申請承諾書（訓練実施者）（様式第 12 号）→日本水道協会に書いてもらう

#### 【8】これまでの経過と今後の予定

- ・ 8 月 31 日付 職業能力開発推進者を選任、事業内職業能力開発計画を策定
- ・ 10 月 22 日付 計画書を郵送で提出
- ・ 10 月 24 日付 計画書に受理印が押されて、労働局から郵便で返送（p 24～27 止）
- ・ 現在、審査中（受理から 1 か月程度かかる）
- ・ 12 月 4～6 日 従業員 2 人が講習を受講。2 か月以内に支給申請書提出
- ・ 来年 1 月以降 別の従業員 2 人が講習を受講。2 か月以内に支給申請書提出

#### 【9】やってみてわかったこと

- ・ 実技のみでテキストがない訓練は助成金の対象外。支給申請時に、テキストの目次の写しの添付が必要。 ※東京労働局助成金事務センターの事前相談で担当者から助言
- ・ ①訓練計画提出時に、労働条件通知書か雇用契約書を添付。  
②支給申請時に、訓練期間中の所定労働日と所定労働時間が確認できる書類（就業規則、シフト表など）を添付。  
→ ①と②で内容に齟齬がないように注意
- ・ 労働局の事前相談で、「この訓練は、助成金の対象になるか？」と尋ねても、答えてもらえない。大まかな見通しも話してくれない。正式な審査がすべて。
- ・ キャリアアップ助成金や両立支援助成金に比べれば、申請書類作成や添付書類の手間は少ない印象。しかし、最もシンプルな「人材育成訓練」でさえ、仕組みの理解に時間がかかる。
- ・ 計画書提出前に、労働局に行って不明点を確認したほうがよい。
- ・ 報酬額が助成額の 2～3 割の場合、訓練受講者が多いか、受講料が高いか、訓練受講者の賃金が高くないと、割に合わない。